

令和6年

第1回由利本荘市議会
定例会（3月）提出議案

令和6年2月16日

秋田県由利本荘市

令和6年第1回由利本荘市議会定例会（3月）提出議案一覧表			ページ
議案第	2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第	3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
議案第	4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
議案第	5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	4
議案第	6号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
議案第	7号	由利本荘市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	6
議案第	8号	由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	7
議案第	9号	由利本荘市公告式条例の一部を改正する条例案	8
議案第	10号	由利本荘市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案	9
議案第	11号	由利本荘市税条例の一部を改正する条例案	10
議案第	12号	由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	11
議案第	13号	由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案	18
議案第	14号	由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案	19
議案第	15号	由利本荘市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例案	24
議案第	16号	由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例案	25
議案第	17号	由利本荘市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案	26
議案第	18号	由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	27
議案第	19号	由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	30
議案第	20号	由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案	31
議案第	21号	由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案	32

議案第 22号	由利本荘市堆肥センター条例の一部を改正する条例案	33
議案第 23号	由利本荘市漁港管理条例の一部を改正する条例案	36
議案第 24号	由利本荘市青少年交流施設条例の一部を改正する条例案	37
議案第 25号	由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例案	38
議案第 26号	由利本荘市野球場条例及び由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案	39
議案第 27号	由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	40
議案第 28号	由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案	41
議案第 29号	由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案	45
議案第 30号	由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	46
議案第 31号	由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案	47
議案第 32号	由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案	48
議案第 33号	由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例案	49
議案第 34号	由利本荘市学習センター条例の一部を改正する条例案	50
議案第 35号	由利本荘市の設置に伴い失効することとなる本荘市名誉市民条例、岩城町顕彰条例及び由利町功労者に関する条例の経過措置を定める条例を廃止する条例案	51
議案第 36号	由利本荘市スターハウス条例を廃止する条例案	52
議案第 37号	由利本荘市立志館条例を廃止する条例案	53
議案第 38号	土地（鳥海地域普通財産）の処分について	54
議案第 39号	財産の無償譲渡について	55
議案第 40号	財産の無償譲渡について	56
議案第 41号	財産の無償譲渡について	57

議案第 42号	由利本荘市総合計画新創造ビジョン基本構想及び後期基本計画の変更について	58
議案第 43号	由利本荘市道路線の廃止について	64
議案第 44号	由利本荘市道路線の認定について	66
議案第 45号	令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて	68
議案第 46号	令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて	69
議案第 47号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第18号）	別冊
議案第 48号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第19号）	別冊
議案第 49号	令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 50号	令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 51号	令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第 52号	令和5年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 53号	令和5年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 54号	令和5年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 55号	令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 56号	令和5年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 57号	令和5年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 58号	令和5年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第 59号	令和5年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 60号	令和5年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 61号	令和6年度由利本荘市一般会計予算	別冊
議案第 62号	令和6年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算	別冊

議案第 63号	令和6年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算	別 冊
議案第 64号	令和6年度由利本荘市診療所運営特別会計予算	別 冊
議案第 65号	令和6年度由利本荘市情報センター特別会計予算	別 冊
議案第 66号	令和6年度由利本荘市奨学資金特別会計予算	別 冊
議案第 67号	令和6年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算	別 冊
議案第 68号	令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算	別 冊
議案第 69号	令和6年度由利本荘市小友財産区特別会計予算	別 冊
議案第 70号	令和6年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算	別 冊
議案第 71号	令和6年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算	別 冊
議案第 72号	令和6年度由利本荘市水道事業会計予算	別 冊
議案第 73号	令和6年度由利本荘市下水道事業会計予算	別 冊
議案第 74号	令和6年度由利本荘市ガス事業会計予算	別 冊

議案第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 熊 坂 文 子

年 月 日生

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 高橋 利 寿

年 月 日生

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 佐々木 正

年 月 日生

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第5号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 秋 山 由 美 子

年 月 日生

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第6号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 齊 藤 祐 子

年 月 日生

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第7号

由利本荘市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(案)

由利本荘市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年由利本荘市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第25条」を「第26条」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第23条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第25条」を「第26条」に改め、「合計額」の次に「とあり、及び給与条例第26条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」」を加え、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附則第2項及び第3項中「当分の間」を「令和6年3月31日までは」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 8 号

由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第9号

由利本荘市公告式条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市公告式条例の一部を改正する条例

由利本荘市公告式条例（平成17年由利本荘市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	所在地
由利本荘市役所前掲示場	由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市役所 矢島総合支所前掲示場	由利本荘市矢島町矢島町21番地2
由利本荘市役所 岩城総合支所前掲示場	由利本荘市岩城内道川字新鶴潟50番地
由利本荘市役所 由利総合支所前掲示場	由利本荘市前郷字御伊勢下4番地1
由利本荘市役所 大内総合支所前掲示場	由利本荘市岩谷町字日渡28番地1
由利本荘市役所 東由利総合支所前掲示場	由利本荘市東由利老方字橋脇112番地
由利本荘市役所 西目総合支所前掲示場	由利本荘市西目町沼田字弁天前40番地61
由利本荘市役所 鳥海総合支所前掲示場	由利本荘市鳥海町伏見字赤渋28番地1

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

掲示場の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第10号

由利本荘市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年由利本荘市条例第75号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

由利本荘市諸収入金に係る延滞金の徴収に関する条例

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則第2項中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に発した督促に伴う督促手数料については、なお従前の例による。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

督促手数料の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 1 号

由利本荘市税条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市税条例の一部を改正する条例

由利本荘市税条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 1 3 条を次のように改める。

第 1 3 条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に発した督促に伴う督促手数料については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

督促手数料の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 12 号

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年由利本荘市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（6） 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（7） 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号、厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
	由利本荘市福祉医療費支給要綱（平成 17 年由利本荘市告示第 3 号）による福祉医療費の支給に関する事務
	由利本荘市保育の利用に関する規則（平成 27 年由利本荘市規則第 24 号）による保育料の助成に関する事務
2 教育委員会	由利本荘市就学援助費交付要綱による就学援助の実施に関する事務

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	昭和 29 年 5 月 8 日社発第 38 号、厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）
		雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による給付の支給に関する情報
		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
		児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
		児童福祉法による療育の給付の

支給に関する情報
児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報
生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）
母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎

となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報

介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「特別支援学校就学関係情報」という。）

学校保健安全法（昭和33年法律

	第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報 (以下「学校保健医療費援助関係情報」という。)
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報
	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金又は一時帰国旅費の支給に関する情報
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)
由利本荘市福祉医療費支給要綱による福祉医療費の支給に関する事務	医療保険給付関係情報
	地方税関係情報
	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
	生活保護関係情報
	児童扶養手当関係情報

	由利本荘市保育の利用に関する規則による保育料の助成に関する事務	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 地方税関係情報 住民票関係情報 障害者自立支援給付関係情報 生活保護関係情報 児童扶養手当関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報
2 教育委員会	由利本荘市就学援助費交付要綱による就学援助の実施に関する事務	住民票関係情報 生活保護関係情報 地方税関係情報 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。） 医療保険給付関係情報 児童扶養手当関係情報

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	昭和29年5月8日社 発第382号、厚生省社 会局長通知「生活に困窮 する外国人に対する生	教育委員会	特別支援学校就学関係 情報 学校保健医療費援助関 係情報

	活保護の措置について」 による保護の決定及び 実施、就労自立給付金の 支給、保護に要する費用 の返還又は徴収金の徴 収に関する事務		
2 教育委員会	由利本荘市就学援助費 交付要綱による就学援 助の実施に関する事務	市長	住民票関係情報 生活保護関係情報 地方税関係情報 年金給付関係情報 医療保険給付関係情報 児童扶養手当関係情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第13号

由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市後期高齢者医療に関する条例（平成20年由利本荘市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に発した督促に伴う督促手数料については、なお従前の例による。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

督促手数料の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第14号

由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例

由利本荘市手数料条例（平成17年由利本荘市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表中

番号	手数料を徴収する事務の種類	手数料の額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
2	法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
3	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
4	法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円

5	法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付（ただし、次号の事務を除く。）	1通につき 350円
6	法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1通につき 1,400円
7	法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1通につき 350円

」を

「

番号	手数料を徴収する事務の種類	手数料の額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
1-2	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この	戸籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 400円

	項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
2	法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき 750円
2-2	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 700円
3	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事	証明事項1件につき 350円

	項に関する証明書の交付	
4	法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
5	法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付（ただし、次号の事務を除く。）	1通につき 350円
6	法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1通につき 1,400円
7	法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域
交付等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第15号

由利本荘市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市空家等の適正管理に関する条例（平成27年由利本荘市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条、第12条、第13条第1項、第14条及び第15条中「第14条」を「第22条」に改める。

第19条第1項中「第7条」を「第8条」に、「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第16号

由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市診療所設置条例（平成17年由利本荘市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第2条の表由利本荘市大琴診療所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市大琴診療所の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 17 号

由利本荘市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

由利本荘市子ども・子育て会議条例（平成 25 年由利本荘市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条」を「第 72 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第18号

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年由利本荘市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第23条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆から

の求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第34条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「第13条第2項中」を「「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中」に改める。

第36条第2項及び第38条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第43条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第39条第2項」を「第38条第2項」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

こども家庭庁設置法の施行等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 19 号

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年由利本荘市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 20 号

由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市学童保育施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 学童保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 由利本荘市大内学童保育施設
 - （2） 位置 由利本荘市松本字小及位野 78 番地
- 別表を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市亀田学童保育施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 2 1 号

由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市農山村集会施設条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 3 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

由利本荘市滝集会施設	由利本荘市滝字館ノ下タ 2 8 番地
由利本荘市都市農村交流センター	由利本荘市松本字蛇喰 4 番地 1
由利本荘市小栗山集会施設	由利本荘市小栗山字小栗山 3 8 番地

」を

「

由利本荘市滝集会施設	由利本荘市滝字館ノ下タ 2 8 番地
由利本荘市小栗山集会施設	由利本荘市小栗山字小栗山 3 8 番地

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市都市農村交流センターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 2 2 号

由利本荘市堆肥センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市堆肥センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市堆肥センター条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 2 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条、第 7 条関係）

1 矢島バイオセンター

区分		単位	利用料	備考
尿処理		1 立方メートル当たり	1, 1 0 0 円	自己搬入した場合
ふん処理		軽トラック 1 台当たり	5 5 0 円	
		2 トン車 1 台当たり	2, 2 0 0 円	
		4 トン車 1 台当たり	4, 4 0 0 円	
完熟堆肥配送	バラ	2 トン車	2, 1 0 0 円	センターに配送を依頼したとき。（市内）
			4, 1 9 0 円	センターに配送を依頼したとき。（市外）
		軽トラック	1, 5 7 0 円	センターに配送を依頼したとき。（市内）
			3, 1 4 0 円	センターに配送を依頼したとき。（市外）

2 大内有機センター

区分		単位	利用料	備考
ふん処理		軽トラック 1 台当たり	5 5 0 円	
		2 トン車 1 台当たり	2, 2 0 0 円	
		4 トン車 1 台当たり	4, 4 0 0 円	
ふん収集		2 トン車 1 台当たり	1, 2 6 0 円	センターに収集を依頼したとき。

		4トン車1台当たり	2,510円	センターに収集を依頼したとき。
完熟堆肥配送	フレコン	1袋	520円	センターに配送を依頼したとき。(市内)
			1,050円	センターに配送を依頼したとき。(市外)

3 東由利堆肥センター

区分	単位	利用料	備考
尿処理	1立方メートル当たり	1,100円	
尿収集	1台当たり	1,050円	センターに収集を依頼したとき。
ふん処理	軽トラック1台当たり	550円	
	2トン車1台当たり	2,200円	
	4トン車1台当たり	4,400円	
ふん処理市外利用者加算	軽トラック1台当たり	210円	由利本荘市以外から自己搬入した場合
	2トン車1台当たり	1,050円	由利本荘市以外から自己搬入した場合
	4トン車1台当たり	2,100円	由利本荘市以外から自己搬入した場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の由利本荘市堆肥センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

矢島バイオセンター、大内有機センター及び東由利堆肥センターの施設利用に係る利用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 23 号

由利本荘市漁港管理条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市漁港管理条例の一部を改正する条例

由利本荘市漁港管理条例（平成 17 年由利本荘市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 14 条第 1 項中「又は占用の許可を受けた者」を「若しくは占用の許可を受けた者又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、法律名及び占用料の徴収に関する規定を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 24 号

由利本荘市青少年交流施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市青少年交流施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市青少年交流施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 青少年交流施設 山荘八塩
- （2） 位置 由利本荘市東由利田代字沢中 65 番地 1 別表野鳥の家の表を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

青少年交流施設 野鳥の家の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 25 号

由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例

由利本荘市体育館条例（平成 17 年由利本荘市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 由利本荘市亀田体育館の項を削る。

別表第 2 由利本荘市亀田体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市亀田体育館の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 26 号

由利本荘市野球場条例及び由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市野球場条例及び由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例

（由利本荘市野球場条例の一部改正）

第 1 条 由利本荘市野球場条例（平成 17 年由利本荘市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 由利本荘市東由利野球場の部ナイター照明設備の項及び由利本荘市鳥海球場の部ナイター照明設備の項を削る。

（由利本荘市運動公園条例の一部改正）

第 2 条 由利本荘市運動公園条例（平成 17 年由利本荘市条例第 125 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 由利本荘市矢島多目的運動広場の部夜間照明設備の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の由利本荘市野球場条例及び由利本荘市運動公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

照明設備の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 27 号

由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

由利本荘市道路占用料徴収条例（平成 17 年由利本荘市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「督促手数料及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に発した督促に伴う督促手数料については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

督促手数料の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 28 号

由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市営住宅設置条例（平成 17 年由利本荘市条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項中

「

同	同	3 戸建 2 棟	同	昭和 44 年 度
同	同	4 戸建 1 棟	由利本荘市石脇字田尻 28 番地	昭和 45 年 度
同	簡耐 2	6 戸建 2 棟	由利本荘市石脇字田尻 29 番地	昭和 48 年 度
同	簡耐平	4 戸建 2 棟	同	同
同	簡耐 2	6 戸建 2 棟	同	昭和 49 年 度
同	簡耐平	4 戸建 2 棟	同	同
同	簡耐 2	6 戸建 1 棟	同	昭和 50 年 度
同	簡耐平	4 戸建 1 棟	由利本荘市石脇字田尻 28 番地	同
同	同	同	同	昭和 51 年 度
同	簡耐 2	6 戸建 1 棟	由利本荘市石脇字田尻 29 番地	昭和 52 年 度

」を

「

同	同	3戸建2棟	同	昭和44年度
同	簡耐2	6戸建2棟	同	昭和48年度
同	簡耐平	4戸建1棟	同	同
同	簡耐2	6戸建2棟	同	昭和49年度
同	同	6戸建1棟	同	昭和50年度
同	同	同	同	昭和52年度

」に、

「

緑ヶ丘西団地	木造平	1戸建5棟	由利本荘市岩城勝手字烏ヶ森 25番地99	昭和58年度
愛宕西団地	同	1戸建1棟	由利本荘市岩城亀田亀田町字 鶴岡43番地	同
同	同	1戸建3棟	同	昭和59年度

」を

「

緑ヶ丘西団地	木造平	1戸建5棟	由利本荘市岩城勝手字烏ヶ森 25番地99	昭和58年度
愛宕西団地	同	1戸建2棟	由利本荘市岩城亀田亀田町字 鶴岡43番地	昭和59年度

」に、

「

小田団地B	同	1戸建6棟	由利本荘市矢島町城内字沖小 田536番地外	平成元年度
愛宕東団地	同	1戸建2棟	由利本荘市岩城亀田愛宕町字 代官小路11番地1	同

」を

「

小田団地B	同	1戸建5棟	由利本荘市矢島町城内字沖小 田536番地外	平成元年度
愛宕東団地	同	1戸建1棟	由利本荘市岩城亀田愛宕町字 代官小路11番地1	同

」に、

「

愛宕東団地	同	1戸建2棟	由利本荘市岩城亀田亀田町字 鶴岡15番地4	同
同	同	同	由利本荘市岩城亀田愛宕町字 鶴岡39番地2	同

」を

「

愛宕東団地	同	1戸建1棟	由利本荘市岩城亀田亀田町字 鶴岡15番地4	同
同	同	1戸建2棟	由利本荘市岩城亀田愛宕町字 鶴岡39番地2	同

」に、

「

愛宕東団地	同	1戸建2棟	由利本荘市岩城亀田亀田町字 鶴岡16番地	同
-------	---	-------	-------------------------	---

」を

「

愛宕東団地	同	1戸建1棟	由利本荘市岩城亀田亀田町字 鶴岡16番地	同
-------	---	-------	-------------------------	---

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市営住宅松涛団地、小田団地、愛宕西団地及び愛宕東団地の一部用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 29 号

由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例

由利本荘市営住宅管理条例（平成 17 年由利本荘市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 項第 1 号中「20 歳未満の子を扶養しているひとり親」を「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は規則で定める心身障害を有する 20 歳未満の子を扶養している世帯の者」に改める。

第 9 条第 5 項第 4 号中「18 歳未満の子が 3 人以上いる」を「配偶者（異性の事実婚者及び婚約者を含む。）がいる夫婦のみ（いずれも 39 歳以下の者に限る。）の」に改める。

第 9 条第 5 項第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公営住宅に係る国土交通省通知の改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 30 号

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 244 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 3 1 号

由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

由利本荘市上水道事業給水条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 2 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 3 4 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

水道法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 3 2 号

由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 25 年由利本荘市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

水道法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 33 号

由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例

由利本荘市監査委員条例（平成 17 年由利本荘市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 34 号

由利本荘市学習センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市学習センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市学習センター条例（平成 17 年由利本荘市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

別表由利本荘市笹子学習センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市笹子学習センターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 35 号

由利本荘市の設置に伴い失効することとなる本荘市名誉市民条例、岩城町顕彰条例及び由利町功労者に関する条例の経過措置を定める条例を廃止する条例（案）

由利本荘市の設置に伴い失効することとなる本荘市名誉市民条例、岩城町顕彰条例及び由利町功労者に関する条例の経過措置を定める条例を廃止する条例

由利本荘市の設置に伴い失効することとなる本荘市名誉市民条例、岩城町顕彰条例及び由利町功労者に関する条例の経過措置を定める条例（平成 17 年由利本荘市条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

名誉市民年金及び終身年金の廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 36 号

由利本荘市スターハウス条例を廃止する条例（案）

由利本荘市スターハウス条例を廃止する条例

由利本荘市スターハウス条例（平成 17 年由利本荘市条例第 110 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市スターハウスの用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 37 号

由利本荘市立志館条例を廃止する条例（案）

由利本荘市立志館条例を廃止する条例

由利本荘市立志館条例（平成 17 年由利本荘市条例第 111 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市立志館の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第38号

土地（鳥海地域普通財産）の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

1 土地の所在、種目及び数量等

所在地	地番	地目	地積（㎡）	備考
由利本荘市鳥海町百宅字山ノ沢	20-2	学校用地	2,271.66	物件移転料を含む

- 2 処分の方法 随意契約による売払い
- 3 処分の目的 子吉川水系鳥海ダム建設用地
- 4 処分予定価格 47,533,467円
- 5 契約の相手方 由利本荘市水林408番地
国土交通省 東北地方整備局
鳥海ダム工事事務所長 竹内久一

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

市有地の処分にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 39 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

- 1 財産の名称 由利本荘市岩谷麓構造改善センター
- 2 財産の所在 由利本荘市岩谷麓字中谷地 1 番地 1
- 3 財産の種類及び数量

(ア) 建物

所在	地番	種類	床面積 (㎡)
由利本荘市岩谷麓字中谷地	1 番地 1	集会所	252.76

(イ) 附帯設備 一式

- 4 譲渡の相手方 由利本荘市岩谷麓字中谷地 1 番地 1
岩谷麓町内会
会長 長谷部 芳勝

令和 6 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

財産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第40号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

- 1 財産の名称 由利本荘市特殊農産物研究センター
- 2 財産の所在 由利本荘市長坂字上長坂129番地5
- 3 財産の種類及び数量

(ア) 土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)
由利本荘市長坂字上長坂	129番5	宅地	849.00
由利本荘市長坂字上長坂	134番1	宅地	961.00
由利本荘市長坂字上長坂	135番1	宅地	239.00

(イ) 建物

所在	地番	種類	床面積 (㎡)
由利本荘市長坂字上長坂	129番地5	集会所	269.98

(ウ) 附帯設備 一式

- 4 譲渡の相手方 由利本荘市長坂字上長坂129番地5
長坂町内会
会長 伊藤 久

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

財産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 4 1 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

- 1 財産の名称 由利本荘市北福田集会施設
- 2 財産の所在 由利本荘市北福田字堂ノ沢 9 4 番地
- 3 財産の種類及び数量

(ア) 建物

所在	地番	種類	床面積 (㎡)
由利本荘市北福田字堂ノ沢	9 4 番地	集会所	1 5 1 . 5 4

(イ) 附帯設備 一式

- 4 譲渡の相手方 由利本荘市北福田字堂ノ沢 9 4 番地
北福田町内会
会長 小嶋 功

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

財産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第42号

由利本荘市総合計画新創造ビジョン基本構想及び後期基本計画の変更について

別紙のとおり由利本荘市総合計画新創造ビジョン基本構想及び後期基本計画の一部を変更するものとする。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市総合計画新創造ビジョン基本構想及び後期基本計画の変更にあたり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

由利本荘市総合計画新創造ビジョン基本構想 変更箇所一覧

No.	頁	対象・政策	該当箇所	変更前	変更後内容
1		表紙		平成27～36年度	“平成27～令和7年度”に修正
2	3	序章 第2節 計画の位置づけ・構成・期間	<計画構成・計画期間>	<p><計画構成・計画期間></p> <p>本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。</p> <p>基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市の新たなまちづくりにおける基本理念とまちの将来像を定め、その実現に向けての重点戦略及び基本政策を示す。 ●計画期間は、平成27～36年度（10年間）。 <p>基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本構想に基づき展開する、具体的な施策を示す。 ●社会経済情勢に柔軟に対応するため、前期・後期で策定する。 ●本計画は、平成27～31年度（5年間）の前期計画にあたる。 <p>実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本計画に基づく年度毎の事業内容及び事業費を示す。 ●財政計画との整合性を図るため、1期5年とし、毎年度見直すローリング方式とする。 	<p><計画構成・計画期間></p> <p>本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。</p> <p>基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市の新たなまちづくりにおける基本理念とまちの将来像を定め、その実現に向けての重点戦略及び基本政策を示す。 ●計画期間は、平成27～令和7年度（11年間）。 <p>基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本構想に基づき展開する、具体的な施策を示す。 ●社会経済情勢に柔軟に対応するため、前期・後期で策定する。 ●計画期間は、前期5年間（平成27～31年度）、後期6年間（令和2年～7年度）。 <p>実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本計画に基づく年度毎の事業内容及び事業費を示す。 ●財政計画との整合性を図るため、前期5年、後期6年とし、毎年度見直すローリング方式とする。
3	23	第1章 第2節 まちの将来像	<将来人口目標>	<p><将来人口目標></p> <p>平成36年 72,000人以上</p> <p>この新創造ビジョンによる戦略的な施策事業として、産業集積の強靱化と雇用創出を始め、生活環境の充実に総合的な移住・定住促進に全力で取り組むとともに、実践成果として、将来人口目標は、平成36年の推計値を上回る72,000人以上を目指します。</p>	<p><将来人口目標></p> <p>令和7年 70,000人以上</p> <p>この新創造ビジョンによる戦略的な施策事業として、産業集積の強靱化と雇用創出を始め、生活環境の充実に総合的な移住・定住促進に全力で取り組むとともに、実践成果として、将来人口目標は、令和7年の推計値を上回る70,000人以上を目指します。</p>
4	47	第8節 計画の推進	◇計画の見直し	<p>構想期間終了年度の平成36年度に見直し（新計画の策定）を行います</p>	<p>“構想期間終了年度の令和7年度に全面的に見直し（新計画の策定）を行います”に修正</p>

由利本荘市総合計画新創造ビジョン後期基本計画 変更箇所一覧

No.	頁	対象・政策	該当箇所	変更前	変更後内容
1		表紙		令和2～6年度	“令和2～7年度”に修正
2	2		1. プロジェクトの趣旨	令和3年6月に国が公表した令和2年国勢調査の人口速報集計	“令和3年11月に国が公表した令和2年国勢調査の人口集計”に修正
3	2		1. プロジェクトの趣旨	令和6年度までに力を入れて取り組むべき施策・事業を明らかにした上で	“令和7年度までに力を入れて取り組むべき施策・事業を明らかにした上で”に修正
4	3		2. 本市を取り巻く昨今の課題	(2) 令和2年国勢調査人口速報集計値	“(2) 令和2年国勢調査人口集計値”に修正
5	3		2. 本市を取り巻く昨今の課題	令和2年国勢調査の人口速報集計に基づく本市の人口減少の状況は、5年前の平成27年との比較で、5,164人の減少となっており、	“令和2年国勢調査の人口集計に基づく本市の人口減少の状況は、5年前の平成27年との比較で、5,220人の減少となっており、”に修正
6	3		2. 本市を取り巻く昨今の課題	令和2年国勢調査(速報値) 74,763人	“令和2年国勢調査 74,707人”に修正
7	10	政策1-(1)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
8	11	政策1-(1)	「新事業支援スキーム利用件数」の目標値	25件(R2～R6)	“30件(R2～R7)”に修正
9	12	政策1-(1)	「高校生の地元企業就職率」の目標値	70.0%(R6)	“80.0%(R7)”に修正
10	12	政策1-(1)	「有給休暇取得率」の目標値	60.0%(R6)	“63.0%(R7)”に修正
11	12	政策1-(1)	「育児休暇取得率(男性)」の目標値	20.0%(R6)	“25.0%(R7)”に修正
12	13	政策1-(2)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
13	14	政策1-(2)	「製造業の製造品出荷額等」の目標値	2,312億円(R6)	“2,327億円(R7)”に修正
14	14	政策1-(2)	「市内製造事業所数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
15	15	政策1-(2)	「産学官金連携事業件数」の目標値	15件以上(R2～R6)	“18件以上(R2～R7)”に修正
16	16	政策1-(3)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
17	17	政策1-(3)	「商業年間商品販売額」の目標値	1,130億円(R6)	“1,186億円(R7)”に修正
18	17	政策1-(3)	「商業事業所数(卸・小売業)の店舗数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
19	17	政策1-(3)	「新規開業率」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
20	17	政策1-(3)	「既存商店街等空き店舗活用開業数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
21	18	政策1-(4)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正

由利本荘市総合計画新創造ビジョン後期基本計画 変更箇所一覧

No.	頁	対象・政策	該当箇所	変更前	変更後内容
22	20	政策1-(4)	「農畜産物の年間総販売額」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
23	20	政策1-(4)	「年間販売額1億円を超える産物数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
24	20	政策1-(4)	「多様な担い手の育成・確保」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
25	21	政策1-(5)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
26	22	政策1-(5)	「森林経営計画認定面積」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
27	22	政策1-(5)	「森林病害虫等伐倒駆除木材積」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
28	22	政策1-(5)	「市有林の皆伐後の再造林面積」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
29	23	政策1-(6)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
30	24	政策1-(6)	「漁業経営体数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
31	24	政策1-(6)	「年間漁獲量」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
32	25	政策1-(7)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
33	26	政策1-(7)	「年間観光入込客数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
34	26	政策1-(7)	「年間宿泊者数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
35	26	政策1-(7)	「鳥海エリア(矢島・由利・鳥海)の観光入込客数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
36	27	政策2-(1)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
37	28	政策2-(1)	「1人1日当たりごみ排出量」の目標値	505g (R6)	“528g (R7)”に修正
38	28	政策2-(1)	「未利用系バイオマス炭素換算利用率」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
39	30	政策2-(2)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
40	31	政策2-(2)	「危険度の高い空き家等の戸数」の目標値	40戸 (R6)	“60戸 (R7)”に修正
41	31	政策2-(2)	「民間住宅の耐震化率」の目標値	85.0% (R6)	“95.0% (R7)”に修正
42	32	政策2-(3)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
43	33	政策2-(3)	「公共交通機関カバー率」の目標値	86.8% (R6)	“78.0% (R7)”に修正
44	33	政策2-(3)	「市コミュニティバスの乗車率」の目標値	3.0 (R6)	“2.0 (R7)”に修正

由利本荘市総合計画新創造ビジョン後期基本計画 変更箇所一覧

No.	頁	対象・政策	該当箇所	変更前	変更後内容
45	33	政策2-(3)	「都市計画道路整備率」の目標値	59.0% (R6)	“70.0% (R7)” に修正
46	33	政策2-(3)	「CATV加入率」の目標値	(R6)	“(R7)” に修正
47	34	政策2-(4)	○5年間の方向性	5年間	“6年間” に修正
48	35	政策2-(4)	「自主防災組織率」の目標値	(R6)	“(R7)” に修正
49	36	政策3-(1)	○5年間の方向性	5年間	“6年間” に修正
50	37	政策3-(1)	「健診受診率」の目標値	35.6% (R6)	“42.0% (R7)” に修正
51	37	政策3-(1)	「各種がん検診受診率」の目標値	(R6)	“(R7)” に修正
52	38	政策3-(2)	○5年間の方向性	5年間	“6年間” に修正
53	39	政策3-(2)	「地域子育て支援拠点事業実施数」の目標値	全地域 (R6)	“4箇所 (R7)” に修正
54	39	政策3-(2)	「ファミリー・サポート・センター登録会員数」の目標値	320人 (R6)	“180人 (R7)” に修正
55	39	政策3-(2)	「保育所入所児童数」の目標値	1,600人 (R6)	“1,530人 (R7)” に修正
56	39	政策3-(2)	「一時預かり事業実施数」の目標値	28箇所 (R6)	“24箇所 (R7)” に修正
57	40	政策3-(3)	○5年間の方向性	5年間	“6年間” に修正
58	41	政策3-(3)	「認知症サポーター数」の目標値	15,000人 (R6)	“16,000人 (R7)” に修正
59	42	政策3-(4)	○5年間の方向性	5年間	“6年間” に修正
60	43	政策3-(4)	「交流活動やスポーツ教室等に 参加した年間延べ障がい者数」 の目標値	513人 (R6)	“450人 (R7)” に修正
61	43	政策3-(4)	「グループホーム年間実利用者 数」の目標値	116人 (R6)	“128人 (R7)” に修正
62	43	政策3-(4)	「就労支援サービス年間実利用 者数」の目標値	217人 (R6)	“250人 (R7)” に修正
63	44	政策3-(5)	○5年間の方向性	5年間	“6年間” に修正
64	45	政策3-(5)	「ボランティア登録団体数」の 目標値	(R6)	“(R7)” に修正
65	45	政策3-(5)	「ボランティア登録者数」の目 標値	(R6)	“(R7)” に修正
66	46	政策4-(1)	○5年間の方向性	5年間	“6年間” に修正
67	47	政策4-(1)	「地域の人財を活用した授業等 の回数」の目標値	各小中学校年間平均5回以上 (R6)	“各小中学校年間平均7回以上 (R7)” に修正

由利本荘市総合計画新創造ビジョン後期基本計画 変更箇所一覧

No.	頁	対象・政策	該当箇所	変更前	変更後内容
68	47	政策4-(1)	「小・中学校、高校、大学の連携を行った回数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
69	48	政策4-(2)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
70	49	政策4-(2)	「生涯学習講座・各種大会等の総参加者数」の目標値	84,000人 (R6)	“85,000人 (R7)”に修正
71	49	政策4-(2)	「人口一人当たりの貸出冊数」の目標値	3.68冊 (R6)	“3.75冊 (R7)”に修正
72	49	政策4-(2)	「歴史・文化関連施設の年間延べ利用者数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
73	50	政策4-(3)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
74	51	政策4-(3)	「スポーツ関連施設の年間延べ利用者数」の目標値	670千人 (R6)	“675千人 (R7)”に修正
75	52	政策5-(1)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
76	53	政策5-(1)	「審議会・各種委員会の女性参画割合」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
77	54	政策5-(2)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
78	55	政策5-(2)	「友好都市等との交流・イベント数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
79	55	政策5-(2)	「市主催の観光ツアーによる外国人観光客数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
80	55	政策5-(2)	「市内在住外国人数」の目標値	300人 (R6)	“312人 (R7)”に修正
81	55	政策5-(2)	「国際理解講座・語学教室の開催数」の目標値	50回 (R6)	“40回 (R7)”に修正
82	56	政策5-(3)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
83	57	政策5-(3)	「人材育成連携事業の年間延べ参加者数」の目標値	150人 (R6)	“200人 (R7)”に修正
84	58	政策5-(4)	○5年間の方向性	5年間	“6年間”に修正
85	60	政策5-(4)	「市民とのふれあいトーク、地域座談会等の年間開催数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
86	60	政策5-(4)	「行政手続きに係る電子申請可能手続き数」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
87	60	政策5-(4)	「職員研修の年間延べ参加者数」の目標値	970人 (R6)	“1,000人 (R7)”に修正
88	60	政策5-(4)	「実質公債費比率」の目標値	(R6)	“(R7)”に修正
89	60	政策5-(4)	「ふるさと納税件数」の目標値	7,500件 (R6)	“35,000件 (R7)”に修正

議案第43号

由利本荘市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
13017	二十六木17号線	由利本荘市二十六木字岡本32番地先	由利本荘市二十六木字岡本105番2地先	340.2	小 2.0 大 5.7
13205	三条5号線	由利本荘市三条字前田11番地先	由利本荘市三条字松木屋敷51番2地先	683.5	小 2.5 大 15.7

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

- 二十六木17号線
開発行為に伴う市道路線の見直しにより、廃止するものである。
- 三条5号線
開発行為に伴う市道路線の見直しにより、廃止するものである。



市道 二十六木17号線、三条5号線
廃止路線図

久保田

13017 その他市道 二十六木17号線
路線延長 L=340.2m
起点：由利本荘市二十六木字岡本32番地先
終点：由利本荘市二十六木字岡本105番2地先

国土交通省
本荘ステーション

二十六木

字根木田

字岡本

法定外道路

開発行為地

日本海東北自動車道
本荘IC

三條

字松木屋敷

字三条谷地

三條

市道 子古川防災ステーション線

字前田

市道 三條線

13205 その他市道 三條5号線
路線延長 L=683.5m
起点：由利本荘市三條字前田11番地先
終点：由利本荘市三條字松木屋敷51番2地先

議案第44号

由利本荘市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定する。

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
13017	二十六木17号線	由利本荘市三条字松木屋敷41番7地先	由利本荘市二十六木字岡本104番地先	374.0
13205	三条5号線	由利本荘市三条字前田11番地先	由利本荘市三条字三条谷地193番1地先	399.0

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

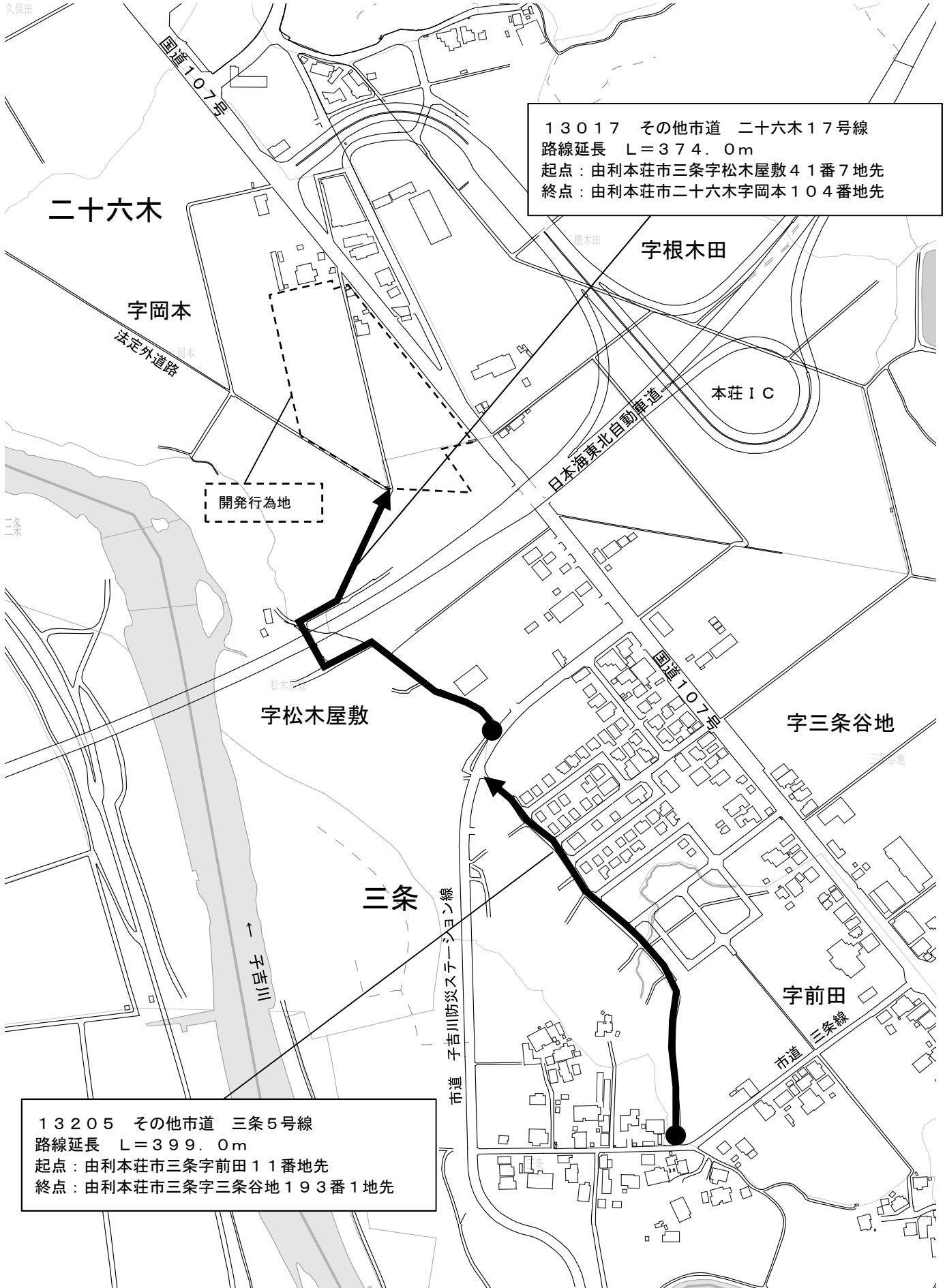
提案理由

- ・二十六木17号線
開発行為に伴う市道路線の見直しにより、認定するものである。
- ・三条5号線
開発行為に伴う市道路線の見直しにより、認定するものである。



市道 二十六木17号線、三条5号線
認定路線図

久保田



13017 その他市道 二十六木17号線
路線延長 L=374.0m
起点：由利本荘市三条字松木屋敷41番7地先
終点：由利本荘市二十六木字岡本104番地先

13205 その他市道 三条5号線
路線延長 L=399.0m
起点：由利本荘市三条字前田11番地先
終点：由利本荘市三条字三条谷地193番1地先

議案第45号

令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて

令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計の令和5年度由利本荘市一般会計からの繰入額「40,000千円以内」を「50,000千円以内」に改める。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

特別会計への繰入れについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第46号

令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて

令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計は、スキー場運営のため、令和6年度由利本荘市一般会計から75,000千円以内を繰り入れる。

令和6年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

特別会計への繰入れについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。